

財務省第4入札等監視委員会平成30年度第4回定例会議 議事概要

開催日及び場所	令和元年6月18日(火) 関東財務局大会議室		
委員	委員長 馬橋 隆紀(馬橋法律事務所 弁護士) 委員 坂本 隆信(坂本公認会計士事務所 公認会計士) 委員 末松 栄一郎(埼玉大学大学院人文社会科学研究所 教授)		
審議対象期間	平成31年1月1日(火) ~ 平成31年3月31日(日)		
抽出案件	4件	(契約の概要)	(備考)
競争入札 (公共工事)	2件	契約件名 : (H30)浮間住宅給湯器取替工事 契約相手方 : 東京ガスリビングエンジニアリング株式会社 (法人番号 : 8010401019259) 契約金額 : 21,168,000円 契約締結日 : 平成31年1月22日 担当部局 : 関東財務局	【案件1】
		契約件名 : (H30)美しが丘住宅耐震改修その他工事 契約相手方 : ハザマ・エンジニアリング株式会社 (法人番号 : 7010901009719) 契約金額 : 64,670,400円 契約締結日 : 平成31年3月5日 担当部局 : 関東財務局	【案件2】
競争入札 (物品役務等)	2件	契約件名 : 財務局ウェブサイトへのセキュリティ対策サービスの提供業務 契約相手方 : NTTテクノクロス株式会社 (法人番号 : 5010401056882) 契約金額 : 3,592,080円 契約締結日 : 平成31年3月1日 担当部局 : 関東財務局	【案件3】
		契約件名 : 医療機器の購入(区分1)医用画像超音波装置 一式 契約相手方 : サンメディックス株式会社埼玉営業所 (法人番号 : 5010001007914) 契約金額 : 4,104,000円 契約締結日 : 平成31年1月23日 担当部局 : 関東信越国税局	【案件4】
うち応札(応募) 業者数1者関連	2件	(H30)美しが丘住宅耐震改修その他工事 財務局ウェブサイトへのセキュリティ対策サービスの提供業務	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし		

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件1】 (H30)浮間住宅給湯器取替工事</p> <p>同時期に契約した南山田住宅給湯器取替工事では公表されているにもかかわらず、予定価格を公表しなかったのはなぜか。また、予定価格を非公表と判断した場合でも、入札の結果、大きな差が出たときの公表方法も検討してはどうか。</p> <p>予定価格の公表について明確な基準はないのか。東京財務事務所と横浜財務事務所の判断は統一されていないのか。</p> <p>低入札価格調査を行うほど落札金額が低かったのはなぜか。</p>	<p>①今後、風呂釜等の修繕単価契約に壁貫通型給湯器の取替工事を盛り込むこととしていること、②本件工事の契約主体である東京財務事務所においては、新たに給湯器の一斉取替工事を次年度も実施予定であることから、他の契約において予定価格を類推させるおそれがあると認められるため、予定価格を非公表としたもの。なお、契約の名称は給湯器取替工事であるものの、横浜財務事務所が契約主体となる南山田住宅給湯器取替工事とは、対象となる給湯器の種類、給湯器のタイプ数及び取替台数が異なっている。</p> <p>他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるものについては、各契約担当官等の判断により予定価格の公表を行うこととされており、発注段階で非公表するかどうか判断している。</p> <p>予算決算及び会計令第85条により契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるかどうかの調査を行ったところ、会社経費である労務費や共通費を特に抑えることができたのが大きな要因である。入札上位の者は宿舍の風呂釜等の契約実績もあり、ガス関連の会社という特性上これらの経費を圧縮できたと推測される。</p>
<p>【案件2】 (H30)美しが丘住宅耐震改修その他工事</p> <p>1者入札となった理由をどのように考えているか。</p> <p>工期が年度をまたがっているが、予算区分はどうなっているのか。前払金、契約保証金の区分はどうか。</p> <p>契約書の契約保証金欄に金額を記載してしまうと、実際に現金の納付がないのに納付されたものと誤解されないか。実態に合わせて検討すべきではないか。</p>	<p>同時期に重なった宿舍の耐震改修工事の入札に他の応札者が参加したことが原因であると考えられる。</p> <p>予算区分は平成30年度予算であり、前払金についても同様である。年度をまたがるため、予算の繰越し手続きを行った。契約保証金は履行保証のための預り金であり、歳入歳出外現金として管理するもので、予算年度の範囲外である。なお、今回は契約相手方が履行保証保険契約の締結を行ったので、契約保証金の納付は免除した。</p> <p>本件については、契約保証金の納付に代わる担保として、履行保証保険証券が提供されたところ。仮に契約が履行されず、保証債務を実行しなければならなくなった際の金額が表示されているものであるが、記載方法については検討することとしたい。</p>

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件3】 財務局ウェブサイトへのセキュリティ対策サービスの提供業務</p> <p>1者入札で、かつ落札率が100%となった理由をどのように考えているか。</p> <p>参考見積は提出したが、入札に参加しないのはなぜか。もう一方の参考見積を提出した者は競争相手がいないことから、参考見積のまま入札し、契約金額が高止まりすることにならないか。</p> <p>参考見積を依頼したのはどのような者か。関連会社であれば、グループ間で受注調整される懸念もあるのに、なぜこの2者に参考見積をとったのか。</p> <p>専門性が高い業務だと相手方の言い値の金額にならないか。本体業務ではなく付随業務で利益を回収されることにならないようにトータルで考えるべき。</p>	<p>参考見積を2者から徴取し、それぞれの項目ごとに最も低い金額を選び、予定価格を算定した。結果として、その最低金額を提示した者のみが入札に参加し、同額で入札したことから、落札率が100%となった。</p> <p>参考見積は協力したが、入札には業務都合のため、参加できなかったと聞いている。入札に参加するかどうかは、参考見積の時期ではなく、その後総合勘案して判断するのではないか。 電子入札によって実施しているので、他の応札者がいるかはわからない。また、参考見積をどのように予定価格に反映しているか入札者は知りえない。</p> <p>参考見積をとった2者はグループ会社ではあるが、①1者は現行契約相手方であり、業務の内容に精通していること、②もう1者はウェブサイト運用保守業務の契約相手方であり、本件調達と密接に関連しているので、業務の内容を理解していると判断したことから依頼した。</p> <p>参考見積の各項目の分析の精度を高めて予定価格を算定するとともに、応札者数の拡大に向けた検討を行うこととしたい。 また、ウェブサイト運用保守とセキュリティ業務を合わせて一括調達を行うなども検討してまいりたい。</p>
<p>【案件4】 医療機器の購入(区分1)医用画像超音波装置 一式</p> <p>契約書の契約金額に契約相手方から引き渡しを受ける物品の価格と相手方へ引き渡す物品の価格があるのはなぜか。入札の際はどのようにしているのか。</p> <p>調査基準価格が記載されていないのはなぜか。</p>	<p>既存の機器の下取りを予定しており、今回新たに調達する機器の金額と既存機器の下取り金額をそれぞれ明示した。最終的には差引金額の4,104,000円が支払金額となる。 入札の際は、下取り金額を差し引いた金額で入札することとしている。</p> <p>調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条により、相手方の入札価格が契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準価格を設定したものである。調査基準価格の対象は、工事又はその他の請負契約であり、本件のような購入契約はそもそも対象となっていないため、調査基準価格は設定していない。</p>